

インドネシア共和国 (Republic of Indonesia)

通 信

I 規制機関等

1 通信情報省 (MCIT)

Ministry of Communications and Information Technology

Tel. / Fax	+62 21 384 4227	+62 21 386 7600
URL	http://www.kominfo.go.id/	
所在地	Jalan Medan Merdeka Barat 9, Jakarta 10110, INDONESIA	
幹 部	Rudiantara (大臣/Minister)	

所掌事務

2005年1月31日、「大統領令2005年第9号」、同第10号により情報通信分野を所管する省庁が再編され、旧通信情報国務大臣府と旧運輸通信省の郵電総局 (Directorate General of Post and Telecommunication : DGPT) が合併し、情報通信分野の政策策定と実施を行う機関として設立された。

2011年に省内の所掌の再編を行い、情報通信資源規格総局、情報通信事業体総局、情報技術活用総局、公共情報通信総局、人材育成研究開発庁を中心とする体制となった。2014年10月の政権交代の際、Indosat 等通信事業者での勤務経験を有する Rudiantara 氏を大臣に指名した。

電気通信事業については、情報通信事業体総局の管轄となり、無線周波数は情報通信資源規格総局の担当各部の管轄である。

2 通信情報省・情報通信資源規格総局

Directorate General of Post and Information Technology system & Resources

Tel. / Fax	+62 21 383 5955	+62 21 386 0754
URL	http://www.postel.go.id/	
所在地	Gedung Sapta Pesona, Jl. Medan Merdeka Barat No.17, Jakarta 10110, INDONESIA	
幹 部	IR. Ismail MT (総局長/Director General)	

所掌事務

電気通信の発展計画の策定と規制の制定や周波数及び衛星軌道の管理、電気通信機器の標準化等を所掌している。

3 通信情報省・情報通信事業体総局

Directorate General of Posts and Information Technology Implementation

所在地	Jalan Medan Merdeka Barat 9, Jakarta 10110, INDONESIA
幹部	Ahmad M. Ramli (総局長／Director General)

所掌事務

電気通信事業者及び放送事業者への免許交付、ユニバーサル・サービス提供等を所掌している。

4 電気通信規制委員会

Telecommunications Regulatory Committee

所掌事務

「運輸通信大臣令 No.KM31/2003」を根拠に設置された。電気通信規制機関にかかる決定を行うことができる。政府から2名（情報通信事業体総局長及び情報通信資源規格総局長）と、5名以上7名以下の委員で構成される。委員はICT、法、経済、電気通信に関連した公共政策の専門家が任命される。政府外から任命された委員については、3年の任期で、一度だけ再任が認められる。なお、当該委員会の所掌が曖昧である点はルディアンタラ通信情報大臣も問題意識を有しており、その明確化が課題となっている。

5 電気通信規制機関（BRTI）

Indonesian Telecommunications Regulatory Authority

Tel. / Fax	+62 21 315 4970	+62 21 315 5070
URL	http://www.brti.or.id/	
所在地	Menara Ravindo, 11 th Floor, Jl. Kebon Sirih, Kav. 75, Jakarta Pusat, 10350, INDONESIA	
幹部	Ahmad M. Ramli (規制委員会委員長／Chairman、通信情報省情報通信事業体総局長兼任)	

所掌事務

「運輸通信大臣令 No.KM31/2003」により、2004年1月に正式に発足した。電気通信規制委員会並びに情報通信資源規格総局及び情報通信事業体総局により構成され、電気通信網及びサービスの運用に関する規制・監督・調整を所掌する。電気通信規制委員会と同様に、当該機関の所掌が曖昧である点が課題となっている。

II 法令

1 1999年法第36号電気通信法 (Telecommunications Law No.36 of 1999)

電気通信分野の自由化を推進することを目的とし、1999年9月成立、2000年9月より施行された。同法により、電気通信事業が電気通信網事業（設備を設置運用してサービスを提供する）、電気通信サービス事業（設備を借用してサービスを提供

する)、特別電気通信事業(公共業務や国防・治安維持のために、放送等を含む電気通信サービスを提供する)の三つに区分された(第7条)。

また、同法では、主として以下を定めている。

- ・独立規制機関の設置(第5条)
- ・すべての電気通信事業者に対する免許保有の義務付け(第11条)
- ・政府による料金体系策定(第8章)
- ・消費者保護(第15条)
- ・ユニバーサル・サービス提供義務(Universal Service Obligation : USO)(第16条)

2 2008年法第11号情報及び電子商取引法(Information and Electronic Transaction Law No.11 of 2008)

電子商取引・契約、認証、電子署名、ドメイン名管理から個人情報保護やサイバー犯罪規制までを包含する法である。

III 政策動向

1 免許制度

(1) 民間企業の参入

1989年の法改正により、「基本サービス(固定電話による国内・国際通信サービス)」については、国営企業(現 Telekomunikasi Indonesia : Telkom、及び現 Indosat)との共同事業方式(Kerja Sama Operasi : KSO)等での提携を条件に、それ以外については、無条件での民間によるサービス提供を可能にした。移動体通信サービスについても、1993年にはKSO方式が認められ、参入が進展した。

Telkomが保有していた排他的事業権(1993年規制緩和の際に付与)が市内通信(2002年8月)、長距離通信(2003年8月)について終了し、Indosatに対してそれぞれの事業免許が付与された。一方、国際通信ではIndosatの排他的事業権が終了し(2003年8月)、Telkomが参入した。2007年に第3の国際電話事業者 Bakrie Telecom が免許を付与されている。

(2) 外資規制

外国からの直接投資については、投資禁止事業分野や条件付きで開放される事業分野の基準・条件が「ネガティブリスト(DNI)」(2016年大統領規定第44号)に規定されている。本政令では投資に閉鎖されている事業分野リストには「無線周波数及び衛星軌道の監視基地の管理と実施」が掲載されており、条件付きで開放されている事業分野リストは以下のようになっている。

事業分野	条件
ラジオ・テレビのコミュニティ放送機関	零細中小企業・協同組合のために留保

<ul style="list-style-type: none"> ・家屋及びビルへのケーブル設置 ・通信キオスク ・インターネット・キオスク 	零細中小企業・協同組合のために留保
電気通信網事業： <ul style="list-style-type: none"> ・固定網 ・移動体網 	外資比率最高 67%
電気通信サービス事業： <ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツ・サービス（リングトーン、プレミアム SMS など） ・コールセンターやその他の電話付加価値サービス ・インターネット・サービス・プロバイダ ・データ通信システム・サービス ・インターネット電話サービス ・インターネット相互接続（NAP）サービス、その他のマルチメディア・サービス ・公共用電話回線インターネットサービス 	外資比率最高 67%
電気通信サービスと統合された電気通信網事業	外資比率最高 67%
電気通信機器試験機関の設置	外資比率最高 95%
ラジオ・テレビ公共放送機関（Lembaga Penyiaran Publik : LPP）	RRI、TVRI 及び地域公共放送機関（Lembaga Penyiaran Publik Lokal : LPPL）といった公共放送機関のみ認められる
通信塔の供給、管理（運営・レンタル）、建設サービスプロバイダー	国内資本 100%のみ
新聞・雑誌・ニュース発行（報道）	国内資本 100%のみ
放送機関 <ul style="list-style-type: none"> ・民間放送機関（Lembaga Penyiaran Swasta : LPS） ・契約放送機関（Lembaga Penyiaran Berlangganan : LPB） 	a.事業の追加と開発に限る b.外資最高 20%

出所：BKPM 資料より

2 競争促進政策

料金規制

2006 年に、「通信情報大臣令第 8 号」により、コストベースの接続料金制度を導入した。大臣令には、費用計算方式（長期増分費用）、会計分離、相互接続約款に関するガイドライン、紛争調停等が定められている。コストベースの接続料金制度の実施に当たり、相互接続料金計算の透明性を確保するため、事業者間の相互接続トラフィックを集計し計算する機構（クリアリングハウス）制度を導入した。また、行き過ぎた料金競争を防止するために、「情報通信大臣規制 2008 年第 17 号」等によ

ってサービス品質に関する規制を同時に開始している。2010年には、長距離通信事業者の識別番号制度（Telkom 007、Indosat 008等）が完全実施された。

2016年には通信情報省が接続料を引下げる方針を公表したが、Telkom やリニ国営企業担当大臣の反対もあり、現在も実施できていない。

3 情報通信基盤整備政策

(1) ユニバーサル・サービス基金制度

島嶼からなる国土に存在する無電話村に対し、政府は、2003年度より USO 制度を実施し、2006年までに 5,354 村に回線を敷設した。基金は、政府予算と事業者からの納付金で構成されていた。

2007年から制度が一新され、技術中立で、電話、SMS、低速のインターネット・アクセスのすべての町村への提供を落札者に義務付ける制度が開始されている。基金は、資本コストではなく運用コストを補助する。補助対象事業者は、3 か月ごとに補助金の精算を行い、最大で 51 か月間の支援を受けることができる。基金への電気通信事業者の寄与額は、2009年度より、免許料の一部を基金に振り替えることによって売上高の 0.75%から 1.25%に変更されている。2009年の基金額は 1兆 6,000 億 IDR であった。

基金下のプロジェクトとして「村の電話を鳴らす (Desa Berdering)」プロジェクトが実施されている。同プロジェクトでは、全国を 117 の USO パッケージ地域に区分し、2008年に入札を行い、各地域の提供事業者を決定した。一番条件の厳しい東部インドネシアが入っている USO 地域 4、5 については ICON+ (Indonesia Comnet Plus) 社、その他の地域は Telkomsel が落札し、整備を進行させている。

また、このプロジェクトと並行して、「村落ドア (Desa Pintar)」と名付けられたインターネット・キオスクの設置を中心としたスマートビレッジ・プロジェクトが実施されている。「村落ドア」では、最低で 56kbps のスピード、レイテンシーが最大 750ms、パケットロスが最大 2%といった基準が設けられている。5 地域において Telkomsel がほぼプロジェクトを完了し、プロジェクトの開始が遅れた 2 地域では、Icon+がプロジェクトを展開している。

Sub District レベルの地方自治体でインターネット・キオスクを設置する「インターネット・センター・プロジェクト (Pusat Layanan Internet Kecamatan: PLIK)」も展開されており、2012年 6 月までに 5,706 か所の Sub District でインターネットセンターを設置した。PLIK プロジェクトについては、USO 地域よりも細かい区割りを行って入札を実施したために、4 事業者が参画している。

2012年には 2012年 23 号情報通信大臣規則によって、基金が使用できる範囲を拡大し、ICT 分野のインフラ整備すべてをカバーする方向での改正が実施された。これによって、基金を使用して東インドネシア地域で高速のバックボーンを整備する計画が進行中である。

USO の提供範囲の変遷

2003-2004	2006-2009	2012	2013
5,354 村へのユニバーサルサービス基金での施設の整備 (約 885 億 IDR)	ユニバーサルサービス基金プロジェクト： 33,184 村への電話サービス及び 5,748 地域へのインターネット接続の提供	情報通信技術向け予算の一部を利用したパラパ・リング・プロジェクト： 51 県/市における ブロードバンド開発	ブロードバンド整備への活用
限定された運営及び管理の一年間の契約 政府が技術的リスクを管理 状況：失敗	5 年間の契約 資産管理、運営、管理をサービス提供者が実施 (政府は技術的リスクを管理せず) 状況：実施中	ICT ファンド提供・管理組合を通じて実施 情報通信省はインフラを設置 共同利用計画において選出された実施者による運営及び管理 状況：準備段階	ユニバーサルサービス基金の予算の配分(任務)及び管理に関する調整及び国のブロードバンド・エコシステムの開発を支援する制度の強化 状況：準備段階
競争の開始段階	ネットワークの均一化段階	ブロードバンドの開発段階	ブロードバンドの促進段階

出所：RENCANA PITALEBAR INDONESIA(INDONESIA BROADBAND PLAN) 2014 - 2019 より作成

(2) パラパ・リング計画

2006 年 11 月、政府は、総延長 3 万 5,280km の光海底ケーブルと総延長 2 万 1,807km の陸上光ケーブルにより七つのリングを構築し、全国の 34 の州、440 の地域を結ぶパラパ・リング計画を公表した。現在西部地域に偏在している光ネットワークを東部地域にまで拡張することでブロードバンド網を全国展開し、東部地域開発及びインターネット等の通信料金を低減することを目的としている。

しかし、2008 年の世界金融危機後、参加企業数は縮小し、更に、2009 年以降、Telkom が単独で実施可能な区間のみの整備を行ってきた。2010 年末にはロンボク島 Mataram からチモール島 Kupang の区間が完成している。2014 年 4 月に 51 の地域を結ぶ、2.8 兆 IDR 規模のパラパ・リング計画が政府により承認された。

2016 年には、東・西・中央の各区域の工事担当事業者との調印を行い、総額 7.79 兆 IDR の契約を交わした。各地域の工事担当事業者は複数企業からなるコンソーシアムであり、それぞれに代表担当事業者がいる。西・中央区に関しては、東区より

も早くプロジェクトが進行する予定である。

4 ICT 政策

(1) インドネシア・ブロードバンド計画 (Rencana Pitalebar Indonesia : RPI)

政府は、2014年9月に2014年第96号大統領令「インドネシア・ブロードバンド計画」を公布した。計画では、eラーニング、eヘルス、電子調達、電子政府、eロジスティックスを開発の中心に据え、それを支えるためのブロードバンド基盤を構築する。2019年の目標として、都市部では71%の家庭を20Mbps以上、100%のビルを1Gbpsの固定網でカバーし、1Mbps以上のモバイル・インターネットの人口カバレッジを100%にする。また、ルーラル地域では、49%の家庭を10Mbps以上の固定網でカバーし、1Mbps以上のモバイル・インターネットの人口カバレッジを52%にする。

(2) 住民登録証の電子化

17歳以上の住民に保持が義務付けられている住民登録証 (KTP : Kartu Tanda Penduduk) の電子化が進行しており、e-KTPの交付が進行している。既にカード・ベースではKTP制度が確立されており、国民総背番号化が行われているため、電子化が進めば電子政府関連の施策が進展する可能性が高い。2015年中にはすべての国民を登録する予定で、2013年9月に人口の約7割に当たる1億7,500万人の登録が完了したと報告された。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

情報通信資源規格総局の情報通信標準化局が基準認証の権限を有しており、「2000年政府規則第52号」に基づき、すべての電気通信機器について、技術要件を満たすことを義務付けている。基準認証の手続については大臣令「2001年通信大臣令第2号」に、技術要件の策定については大臣令「2001年通信大臣令第3号」に定められている。

機器認証システムに関する省令はこれまで2度の廃止・改定が行われており、最新の省令は「2014年通信情報省規制第18号」によって定められている。

V 事業の現状

1 固定電話

(1) 固定電話

6事業者によって市内電話サービスが提供されている。固定免許事業者には、移動に制限を設けた無線アクセス (最大同一市内通話エリア内) を固定電話サービスとして提供することが認められており、FWAによる固定電話の供給が急増したことで、加入者数が拡大している。FWAでは新規事業者の参入が容易になり、Telkom

提供の「Telkom Flexi」(2002年開始)、Bakrie Telecom 提供の「Esia」(2003年開始)、Indosat 提供の「Star One」(2004年開始)、Mobile-8 提供の「Fren」(2008年開始)、Sampoerna Telecom 提供の「Ceria」(2010年開始)といったサービスがある。近年、Telkom 者は固定顧客数を減少させていたが、2015年には579,000の新規顧客を獲得し、2015年12月時点ではPSTN回線のシェアの内99%を占めている。

(2) 衛星通信基盤

島嶼国であるため、1976年以来、衛星を保有して通信サービスを提供している。2011年3月現在、TelkomがPALAPA Telkom-1及びTelkom-2を、Indosat(旧Satelindo)がPALAPA C2及びPALAPA Dを、PSNがGaruda-1をそれぞれ運用し、サービスを提供している。2012年8月にTelkomのPALAPA Telkom-3が打ち上げられたが、軌道投入に失敗したため、2017年2月に再度打ち上げが行われる予定。

2000年打ち上げのPALAPA Telkom-1は、東経108度にあり、Cバンドの中継器を24本と拡大Cバンドの中継器を12本装備している。2005年打ち上げのPALAPA Telkom-2は、東経118度にあり、Cバンドの中継器を24本装備している。東経113度にあるPALAPA Dは、2011年に運用を終了するPALAPA C2(東経150.5度)の後継機であり、Cバンドの中継器を24本、拡大Cバンドの中継器を11本、Kuバンドの中継器を5本装備している。Garuda-1は、東経123度にあり、Asian Cellular Satellite(ACeS)に利用され、衛星直接通信とGSM網を組み合わせた移動体通信サービスを提供している。

このほか、DTHに使用されているIndostar-2(2009年5月打ち上げ1号の後継機)が、東経108.2度にある。

2 移動体通信

(1) 携帯通信

2016年1月現在の加入者数は、3億5,724万で、主要事業者はTelekomunikasi Selular(Telkomsel)、Indosat(旧SatelindoとIndosat MultiMedia Mobile)、Hutchson 3 Indonesia(Tri)である。3社で3億以上の加入があり、市場シェアの約85%を占める。2007年末の規制緩和で可能となった、サービスを自ら提供せずに基盤を設置・管理し、サービス事業者にその基盤を貸し出す共有基盤事業者も存在する。各移動電話事業者はコストを圧縮するために、共用の電波塔を利用することを選好し、移動電話事業者保有の電波塔が共有事業者へ売却されている。

比較審査によって交付した最初の3G免許については「既存の国内免許事業者と提携関係にない企業」と「加入者数100万以上の国際的事業者との提携、業務関係がある企業」という条件が付けられたため、国内の主要事業者は参加できなかった。しかし、免許事業者(Cyber Access Communication、Natrindo Telepon Selular)

のサービス開始が遅れ、政府は、2006年2月に既存事業者の参加を認めた周波数オークションを実施した。また、ネットワーク敷設や人口カバレッジの達成に条件を付けて、達成されない場合の罰則も強化された。その結果、国内主要事業者の Telkomsel、Indosat、Excelcomindo（現 XL Axiata）が免許を受け、Telkomsel と Excelcomindo が 2006年9月より、Indosat が 2006年11月より、Natrindo Telepon Selular（2014年、XL Axiata に合併）が 2007年2月より、Hutchison 3 Communications（Hutchison 3）が 2007年3月より W-CDMA 方式でサービスを開始した。

2014年10月に政府は幾つかの地域で4G網の運用を許可し、12月にはTelkomselが商用サービスの提供を開始した。各社ともに首都圏、バリ、スラバヤ、メダンといった大都市から順次サービスを開始している。

（2）仮想移動体通信

2013年5月にBRTIは、全国規模でインターネット網を整備することの難しい携帯通信事業者は帯域免許を国に返納し、仮想移動体通信事業者(MVNO)になるべきだ、と提言した。特に、狭い帯域の割り当てしか持たない事業者はMVNOを検討すべきで、MoC法令 No. 21 of 2001の下で補助を受けることが出来る。

政府もMVNO部門を国内に設置する動きを見せたものの、インドネシア国内は多くの携帯通信事業者によって整備されているためMVNOは必要ないと主張する反対派も根強かった。

しかしながら、政府は2014年9月に「インドネシアインターネット網計画2014-2019」を Indonesian Presidential Regulation Number 96 Year 2014の中で発表し、国内でのMVNO事業の整備を開始した。

それを受けて2016年3月にSmartfren社の設備を使用してBakrie Telecom社がMVNO事業者として初めて誕生した。

MVNOについては、法的な議論が収束しておらず、その発端となったのが、IM2案件である。PT Indosat(Indosat)とその子会社のPT Indosat Mega Media(IM2)は、IM2がインターネットサービスを提供するために、2.1GHz帯の使用に関する協力協定を結んだが、これについて、2.1GHzの不正使用及びこれによる政府の財政的損失を引き起こした罪で、IM2の元取締役が提訴されたのがIM2案件である。

情報通信分野の所管官庁である、情報通信省(MOCD)と規制機関である電気通信規制機関(BRTI)は、IM2案件は合法であると判断し、IndosatとIM2の協力協定を支持したが、2014年10月の最高裁判決で被告の有罪が確定した。

最高裁判所の判決を受けて、司法委員会に訴状を提出し、裁判官が検察官の説明のみを採用し、情報通信省の見解を無視しているとして、裁判官の行動規範違反の申し立てを行っている。IM2案件では有罪が確定した1人以外に4人が関与しているが、この4人の裁判については2017年2月時点で始まっていないままである。移

動電話加入者数及び普及率（2011～15年）

3 インターネット

インターネット接続サービス関連免許は、2011年末現在で250社が取得しているものの、実際にサービスを提供しているのは130社程度とされている。モバイル・インターネットが普及する以前はWarnetと呼ばれる日本におけるインターネット・カフェに近い店舗が、インターネット接続普及の中心的な役割を担ってきた。

ブロードバンド・サービスの提供については、Telkomが2001年からADSLの商用サービスを開始した。首都圏では、ケーブルテレビ事業者がインターネット接続サービスを提供しており、FirstMediaが積極的な展開を行っている。Telkomvisionもケーブルテレビ・サービスとインターネット接続とのバンドル・サービスを提供している。2016年6月の時点で、ブロードバンドの加入者数は837万程度と推計されている。

2009年7月に8事業者に対してWiMAX免許が付与され、2010年から順次商用サービス開始が開始された。政府はこれによって、ブロードバンド利用可能地域の拡大と40～50%の料金低下が見込めるとした。当時の免許事業は、802.16dベースに指定されていたため、可搬性が確保できず問題化していたが、2012年4月、政府は802.16eでの整備を認めた。

2013年11月にはジャカルタ首都圏においてLippoグループがLTEの商用サービス「BOLT!」を開始した他、2016年1月に同グループは衛星を使った諸島・遠隔地域向けの新サービスを発表した。

2018年初頭の完成を目指して、スマトラ島やバタン島、ジャワ島、バリ島、カリマンタン島、スラウェシ島とシンガポールをつなぐ総延長距離約5,300キロメートルのIndonesia Global Gateway Cable System海底光ファイバーケーブルシステムの敷設が行われている。

4 新成長サービス

インドネシアでは、1,800MHz帯の電波が、移動体通信向けに割り当てられ、4G LTEの提供が一部の地域ですでに始まっている。2016年12月には、それまでスマートテレコムに割り当てられていた、1,900MHz帯の電波が利用停止となり、移動体無線に割り当てられる予定であることから、今後もより多くの地域で移動体通信の通信速度の向上が見込まれる。2018年の運用開始を予定するPalapa Ringと合わせて、インドネシアの通信環境は整いつつある。このことから、政府はeコマース市場が2020年に130億USD規模になると予測しており、この分野での年間成長率を50%と推定している。また、政府自体のIT化についても促進中であり、緊急通報システムの一元化や、より市民が政策等の監視・評価を行い政治に参加できるような仕組み作りも行われている。

VI 運営体

1 PT Telekomunikasi Indonesia Tbk (Telkom)

Tel. / Fax	+62 22 452 1404	+62 22 720 6757
URL	http://www.telkom.co.id/	
幹部	Alex Janangkih Sinaga (CEO)	

概要

1991年に国営の運営体から国有の株式会社に移行し、1995年には上場を果たした。本社は、西ジャワ州バンドン。競争導入以降も数多くの子会社を抱える国内最大の総合通信事業者である。2015年12月末現在で、政府が52.6%の普通株と黄金株を1株保有している。

2 PT Indosat Ooredoo Tbk. (Indosat)

Tel. / Fax	+62 21 3000 3001	+62 21 3000 3002
URL	http://www.indosatooredoo.com/	
幹部	Alexander Rusli (President Director & CEO)	

概要

1967年に外資との合弁で設立され、一時は国有化されていたが、1994年に株式を上場した。国際通信サービスの排他的事業権の失効の代わりに、市内・長距離通信市場に参入した。2003年11月にSatelindo等を統合し、それ以降は移動体通信を主要事業と位置付けている。2015年12月末現在で、Ooredoo Asia Pte. Ltd (旧カタール・テレコム)が65%の株式を所有している。なお政府は14.29%の普通株と黄金株を1株保有している。

3 PT Telekomunikasi Selular (Telkomsel)

Tel. / Fax	+62 21 524 0811	+62 21 5290 6122
URL	http://www.telkomsel.com/	
幹部	Ririek Adriansyah (社長/President Director)	

概要

国内最大の移動体通信事業者で、1995年に設立され、1997年よりサービスを提供している。2015年11月現在、65%の株式をTelkom、35%をシングテル・モバイル (Singtel Mobile) が保有している。

放 送

I 監督機関等

1 通信情報省 (MCIT)

(通信／I－1の項参照)

情報通信事業体総局が許認可を所掌するほか、公共情報通信総局が政府広報等を担当している。

2 インドネシア放送委員会 (KPI)

Indonesia Broadcasting Commission

Tel. / Fax	+62 21 634 0713	+62 21 634 0667、634 0679
URL	http://www.kpi.go.id/	
所在地	Gedung Sekretariat Negara, Lantai VI, Jl.Gajah Mada No.8, Jakarta 10120, INDONESIA	
幹部	Yuliandre Darwis (中央 KPI 委員長／Chairman)	

所掌事務

「2002年改正放送法」に基づき、放送に関する独立規制機関として設置が規定され、2004年11月から業務を開始している。コンテンツ規制の権限を持ち（放送の許認可権は持たない）、放送ガイドラインの策定、放送規制実施状況の監視等を実施する。中央政府が設置する中央 KPI と、州政府が設置する州 KPI がある。中央 KPI の委員 9 名は、国会で選任され、任期は 3 年間である。

II 法令

1 2002 年法第 32 号改正放送法

「2002年改正放送法」は、2002年11月に可決、2003年1月に施行された。第1部：総則、第2部：原則、目的、機能及び方針、第3部：放送関係機関、第4部：放送の実施、第5部：放送実施に関するガイドライン、第6部：社会的役割、第7部：責任、第8部：制裁、第9部：査察、第10～12部：その他諸規定等で構成されている。

同法には、報道の自由、人権への配慮、外資規制の緩和（20%以下）、外国番組の放送時間制限（総放送時間の40%まで）、KPIの設置等が規定されている。

2 改正放送法を巡る動向

2005年に発表された「外国放送事業者に関する規制」、「民間放送事業者に関する規制」等の規制と「2002年改正放送法」の整合性を巡って政府と国会の間で議論が行われ、通信情報省が事業者免許や放送事業者の所有について権限を有し、放送委員会がコンテンツ規制の権限を有することになった。2007年4月には、政府が公共放送の放送免許を有することとした放送法の規定は違憲であるという放送委員会の訴えを最高裁が退けた。

III 政策動向

1 免許制度

外資規制

「2002年改正放送法」は外資規制を緩和し、外資比率上限を20%までとしている。その結果、大規模案件として、2005年9月に香港STAR TVが、多くの地域をカバーしているAndalas Televisi (AN-Teve)への20%の投資を実施した。また、当初51%の投資が計画されていたマレーシアのASTROによる直接衛星放送事業者Direct Visionへの投資についても20%の投資が実施された。この投資に関しては、Direct Visionの倒産により解消された。

2 公共放送関連規制

Televisi Republik Indonesia (TVRI)は、2002年に広告放送を行う特殊公共放送局となったが、倒産に直面し、2003年4月より株式を国が所有する有限責任会社となった。経営体制の変更により、広告放送を全面的に実施することが可能になった。

Radio Republik Indonesia (RRI)とTVRIは視聴料、寄付、年次予算、広告収入を財源とすることになっている。視聴料の徴収は難しく、広告収入も多くないことから、実際上は政府予算によって運営されている。

3 コンテンツ規制

報道に関する規制緩和の結果、テレビ番組が娯楽放送や衆目を集めるような報道に傾いていた。そのため、KPIは、2004年8月に「改正放送法」に基づいて、放送内容に関するガイドライン案を発表した。ガイドライン案は、情報統制を想起させるものとして各方面からの議論を呼んだ末に、年末から実施された。

2006年2月より、放送法の厳格な適用が開始され、KPIが性的、暴力的な内容を放送した地上放送局を刑事訴追できるようになった。また、地上放送局は政府の許可なく、外国事業者の作成したニュースを放送することを禁止された。

2010年以降、ネット上の好ましくないコンテンツの規制が大きな議論となり、政府は問題サイトへのアクセスを通信事業者により遮断するなどの措置を行っている。

4 地上デジタル放送

2007年3月に「固定受信用地上デジタルテレビ放送標準方式」としてDVB-T方式を採用する旨の通信情報省令を制定し、2008年8月にDVB-T送信機をTVRIに設置して技術的な検証を行うフィールド・トライアルを開始し、2009年5月に民放にも実験を拡大した。2010年12月にジャカルタ、バンドン、スラバヤ、バタム島でのTVRIによるデジタル放送が開始された。2012年7月には全国を15ゾーンに分けたうちの5ゾーン（うち4ゾーンで、人口の約6割を占めるジャワ島全体をカバー）を対象にした民放局による地上デジタル放送免許の入札結果が公表され、2012年10月に民放による地上デジタル放送が開始された。

政府は2017年12月の地上デジタル放送への完全移行を決定しているが、普及の

速度は緩慢である。なお、普及が加速しない大きな要因となっていたのは、地上デジタル放送移行に関する政令に対する最高裁の法令違反及び違憲の判決である。判決は 2011 年の第 11 号の「地上デジタル放送による周波数使用料の実装に関する修正」が、放送法及び電気通信法、憲法に違反していたことによる。この判決に関連して、すでに地上デジタル放送のライセンスに関する入札で、すでにライセンスを得ていた 33 社は全て取り消しとなった。2011 年の第 11 号の政令についてはその後、2014 年 26 号の政令が定められた際に廃止となった。2014 年にはジャワ島、島嶼リアウ州、アチェ州、北スマトラ州、南及び東カリマンタン州で地上デジタル放送が行われており、人口の 61%をカバーしたとされている。

IV 事業の現状

1 ラジオ

遠隔ルーラル地域では、ラジオが主なメディアであり、公共放送 RRI、商業放送のほか、大学、軍の放送やコミュニティ放送も実施されている。AM、FM、短波を合わせて約 1,200 局程度の放送局があるとされている。

2 テレビ

TVRI が 1962 年に国営放送を開始し、1989 年から商業放送事業者がサービスを開始し、13 事業者が広域で放送を実施している。大手商業放送事業者は Indosiar Visual Mandiri (Indosiar)、Surya Citra Televisi Indonesi (SCTV)、Rajawali Citra Televisi Indonesia (RCTI) である。

1998 年以降メディアに対する規制緩和が進行したことで、放送局数や放送時間が拡大し、地上放送局間の競争が激化している。

3 衛星放送

Indovision が、1994 年から直接衛星放送を実施し、1997 年からはデジタルでの放送を開始している。2010 年末現在の加入者数は 80 万を超え、有料放送全体の 3 分の 2 を占めている。2008 年 8 月には、AoraTV が 10 チャンネルで放送を開始した。また、2007 年 7 月からは通信最大手 Telkom の子会社 Telkomvision が国内初のプリペイド・サービスを開始し、契約件数は 2013 年 6 月時点で 26 万に達している。2013 年 9 月、First Media 傘下の IMTV がスカパーJSAT の衛星を活用した BIGTV の放送を開始した。2014 年 12 月、Global Mediacom 系の新有料放送局 SindoTV が事業を開始した。有料放送の契約者全体の数は 2014 年末の時点で 385 万件で、これはテレビ所有世帯の 10%である。

4 ケーブルテレビ

First Media 傘下の HomeCable (旧 Kabelvision)、Telkomvision、Indosat Mega Media 等がサービスを提供しており、HomeCable と Telkomvision の 2 社が市場を主導している。加入者数は全体で 2013 年 6 月時点で 25 万件程度で、Telkomvision

が約 4 万 3,500 件、HomeCable が約 20 万 1,500 件である。視聴が可能な地域は首都圏、スラバヤ、バリ等に限られる。

V 運営体

1 公共放送事業体インドネシア共和国ラジオ (RRI)

LLP Radio Republik Indonesia

Tel. / Fax	+62 21 384 6817	+62 21 345 7134
URL	http://www.rri.co.id/	
幹部	Rosarita Niken Widiastuti (総局長/Director General)	

概要

RRI は、旧国営ラジオ放送局で 4 系統の放送を行っているほか、「インドネシアの声 (Voice of Indonesia)」の呼称で 8 言語による国際放送も実施している。

2 公共放送事業体インドネシア共和国テレビ (TVRI)

LLP Televisi Republik Indonesia

Tel. / Fax	+62 21 570 4720	+62 21 573 3122
URL	http://www.tvri.co.id/	
幹部	Iskandar Achmad (総局長/Director General)	

概要

1962 年設立の旧国営放送事業者で、1 系統(首都圏では 2 系統)で全国ニュース、宗教及び教育番組を提供する公共放送事業者である。デジタル放送では全国、地方、文化、スポーツの四つのチャンネルを有する。従前は国土の約 82%で視聴可能とされたが、設備の老朽化によりカバレッジが人口の約 30%に低下。その後、ITTS プロジェクト (第 1 フェーズ) により人口の約 80% (国土ベースでは 42.5%以下) が視聴可能になるまで回復した。ITTS プロジェクト (第 2 フェーズ) では人口の約 88%を視聴可能とすることを目指している。

3 主要地上テレビ事業者

事業者	URL	特徴
RCTI	http://www.rcti.tv/	1989 年開局の最初の民放、Global Mediacom が所有。民間最大のネットワークで人口の約 80% をカバーしている。Global Mediacom 系列には、ほかに MNCTV と Grobal TV がある。
SCTV	http://www.sctv.co.id/	1989 年開局、Surya Citra Media の放送部門。ドラマやバラエティ等の国内番組に強い。RCTI と視聴率競争を行っている。

Indosiar	http://www.indosiar.com/	1995年開局、Salim財閥系のIndosiar Karya Mandiriが運営。バラエティ番組に人気がある。
ANTV	http://www.an.tv/	1993年開局、Bakrieグループ傘下企業で、ほとんど全国をカバーしている。2005年9月に香港のSTAR TVが20%の資本参加を発表した。

4 インドビジョン

Indovision

Tel. / Fax	+62 21 581 9981	+62 21 582 5440
URL	http://www.indovision.tv/	
幹部	B. Rudijanto Tanoesoedibjo (経営最高責任者/President Director)	

概要

1994年から、国内衛星を利用して直接衛星放送を開始した事業者で、1997年2月からはデジタル放送に移行した。2009年には新しい衛星を打ち上げ、旧衛星からの切替えを行っている。会社名は、MNC Sky Vision。加入数は2013年6月時点で105万。

電 波

I 監督機関等

1 監督機関

通信情報省・情報通信資源規格総局 (Direktorat Jenderal, Sumber Daya Dan Perangkat pos Dan Informatika : SDPPI)

(通信/I-2の項参照)

電波監理は、情報通信資源規格総局の情報通信資源規格制度局及び情報通信資源規格監理局が所掌しており、主な業務は以下のとおりである。

(1) 情報通信資源規格制度局

- ・無線周波数管理と衛星軌道登録管理
- ・無線周波数及び衛星軌道管理政策の立案

(2) 情報通信資源規格監理局

- ・無線周波数利用の許可並びにその許可及び衛星軌道許可に関する違反への行政措置
- ・周波数管理に関する国際会議における国の代表

2 標準化機関

郵便及び電気通信関連の機器の標準化については、情報通信資源規格総局の情報

通信標準化局が担当している。主な所掌は、以下のとおりである。

- ①技術、サービス、郵便と通信をまとめた分野における政策の立案
- ②技術、サービス、郵便と通信をまとめた分野における標準の成文化の準備
- ③郵便と通信における標準化動向の監視及びコントロール

II 電波監理政策の動向

1 免許制度

電波監理は情報通信資源規格総局の情報通信資源規格監理局によって実施されており、免許は基本的には周波数分配表及び無線周波数利用の規定に従って認可されている（「2000年大統領令第53号」第18条の規定）。

無線局免許については、「2000年大統領令第53号」第4条から第31条で規定されている。また、免許手続及び運用の規定については、省令で規定されている。

利用申請を受け、適切な帯域の申請かどうか、申請された周波数に空きがあるかどうかを審査した上で、技術試験が開始される。技術試験に合格した場合には、周波数データベースに登録が行われ、正式な免許交付手続に入る。通信情報省は、周波数利用権料と行政コストの請求を行い、それらの手続が完了すれば正式免許の交付となる。

「2000年大統領令第53号」第3部第22条で、「個人の目的、特殊なサービス、限定された無線通信システム、ポイント・ツー・ポイント無線通信システム等特定の通信の運用にかかわる無線周波数利用の免許申請は、原則として免許と結び付ける必要はない」と規定し、免許不要制度を採用している。

2 周波数割当制度・電波再配分制度

周波数分配表に従って、適正な申請があった場合には、先着順で周波数が割り当てられる。第3世代移動体通信用の周波数といった特定のサービスについては、透明性や公平性を確保した比較審査方式によって免許が交付される。

なお、4Gについては、GSM用として割り当てられた1.8GHz帯を利用する事業者の商用サービスから開始されている。

3 電波監視体制

無線周波数管理局が電波干渉の監視等を所掌しており、全国37の監視所で電波監視を実施している。これらは以下の4種類に分類される。

- ①周波数監視センタークラスⅠ
- ②周波数監視センタークラスⅡ
- ③周波数監視ロカス
- ④周波数監視ポスト

4 電波利用料制度

電波利用料（Biya Hak Penggunaan : BHP）については、「2000年大統領令第

53号」第29条から第31条で規定されており、詳細は「通信情報大臣規則7/PER.KOMINFO/2009 改正 76/PER.KOMINFO/2010 及び 19/PER.KOMINFO/10/2005 改正 24/PER.KOMINFO/2010」に定められている。利用料金額は、周波数帯、帯域幅、カバレッジ、場所、市場動向、送信出力等を基に計算される。また課金は年単位で行われており、支払方法は前払いが原則となっている。

Ⅲ 周波数分配状況

周波数分配表は、情報通信資源規格制度局が策定し、大統領の承認を受ける。なお、軍事用の周波数については軍の管理下にあり、周波数分配表には記載されない。